

事業化設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の8①）

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

(耐用年数表の番号)	1	()	()	()		
機械及び装置の種類等	2					
機械及び装置の名称	3					
設置した工場、事業所等の名称	4	平	平	平		
取得等年月日	5	平	平	平		
事業の用に供した年月日	6					
購入先	7					
取得価額	8	円	円	円		
特別償却率	9	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$		
特別償却限度額 (7) × (8)	10	円	円	円		
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金		
適用要件等						
適用該当号の区分	12	42条の8第1項()号	発行済株式の総数又は出資金額	20		
一 号 該 当	認定研究開発等事業 計画の認定年月日	平	大規模法人の保有する 株式数の明細	順位	大規模法人名	株式数又は 出資金額
	事業の用に供した 機械及び装置が 同上の計画に定める 機械及び装置に該当 する旨の事項	13		1	21	
					22	
					23	
					24	
二 号 該 当	設立等の日	14	平			
	事業の種類	15		計 (21) + (22) + (23) + (24)	25	
三 号 該 当	当期前1年以内に 開始した各事業年度	16	平 平	大規模法人の保有する 株式数の割合	第1順位の株式数又は 出資金額 (21)	26
	同上の試験研究費 の額の合計額	17	円		保有割合 $\frac{(26)}{(20)}$	27 %
	(16)の各事業年度の 総収入金額の合計額	18			大規模法人合計の株式数 又は出資金額 (25)	28
	試験研究割合 $\frac{(17)}{(18)}$	19			保有割合 $\frac{(28)}{(20)}$	29 %
その他参考となる事項	30					

特別償却の付表(三) 平十三・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（三）の記載の仕方

- 1 この付表（三）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の8第1項《事業化設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、事業化設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 「機械及び装置の種類等1」には、耐用年数省令別表第二に基づき、事業化設備等の種類、細目を記載します。この場合、（ ）内には耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 3 「機械及び装置の名称2」には、事業化設備等に該当する機械及び装置の名称を記載します。
- 4 「取得価額7」には、機械及び装置の取得価額を記載しますが、1台又は1基の取得価額が280万円（平成13年3月31日以前に取得等をした機械及び装置については250万円）に満たない機械及び装置はこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。

また、その機械及び装置につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 5 「償却・準備金方式の区分10」は、その機械及び装置につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 6 「適用該当号の区分11」には、措置法第42条の8第1項各号のいずれの規定に該当するものであるかの区分に応じ、該当号を記載してください。
- 7 「一号該当」の「認定研究開発等事業計画の認定年月日12」には、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画の認定年月日を記載します。
- 8 「二号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「設立等の日14」には、租税特別措置法施行令第27条の8第3項に定める日を記載してください。
 - (2) 「事業の種類15」には、機械及び装置を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 9 「三号該当」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「当期前1年以内に開始した各事業年度16」には、当期前1年以内に開始した各事業年度が複数ある場合にはその複数の事業年度を記載します。
 - (2) 「同上の試験研究費の額の合計額17」には、上記(1)に係る各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される措置法第42条の4第1項に規定する試験研究費の額の合計額を記載します。
 - (3) 「(16)の各事業年度の総収入金額の合計額18」には、(1)に係る各事業年度の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。
- 10 「発行済株式の総数又は出資金額20」から「保有割合29」までは、事業化設備等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。
 - (1) 「大規模法人の保有する株式数等の明細21～24」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本若しくは出資の金額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金額の最も多いものから順次記載します。
 - (2) 「保有割合27」が50%以上となる場合又は「保有割合29」が3分の2（66.666%）以上となる場合には、措置法第42条の8の規定の適用がありませんから注意してください。
- 11 「その他参考となる事項30」には、法人が措置法第42条の8第1項各号に掲げる法人に該当する旨等参考となる事項を記載します。